

## 調理師免許証交付 審査基準

### 【事務の根拠】

#### ○調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）第三条

調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）五十七条（高等学校の入学資格）に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、一年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 学校教育法五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの

### 【欠格事由】

#### ○法第四条

第六条第二号に該当し、同条の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者には、第三条の免許を与えない。

#### ○法第四条の二

次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。

- 一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者
- 二 罰金以上の刑に処せられた者

### 【免許の申請手続】

#### ○法施行令（昭和三十三年政令第三百三号。以下「令」という。）第一条

調理師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、これを住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

#### ○法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第一条

令第一条の調理師の免許の申請書は、様式第一によるものとする。

2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 法第三条各号の一に該当する者であることを証する書類
- 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し）
- 三 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

### 【参考条文】

#### ○法第六条

都道府県知事は、調理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- 二 その責めに帰すべき事由により、調理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。

# 調理師免許申請書

- 1 年 月調理師法第3条1項第 号該当
- 2 免許の取消処分を受けたことはありません（あるときは、その理由及び年月日）。
- 3 罰金以上の刑に処せられたことはありません（あるときは、その罪、刑及び刑の確定年月日）。

上記により、調理師免許を申請します。

年 月 日

申請者	本籍地	都・道・府・県（外国籍の方は国籍）	
	現住所		
	ふりがな		性別
	氏名		男・女
	生年月日	年 月 日	生
	連絡先電話番号	—	—

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

## 東京都知事殿

添付書類

- 1 次のア、イいずれかの書類  
ア 調理師養成施設の卒業証明書又は卒業証書の写し（本証を持参すること）及び調理師養成課程履修証明書（昭和55年3月以前の卒業者は調理師養成課程履修証明書の添付は不要）  
イ 調理師試験合格証書又は合格通知書（本証を添付すること）
- 2 診断書（麻薬、あへん、大麻及び覚せい剤の中毒者であるかないかを診断したもの）  
3か月以内に発行されたものに限る。
- 3 住民票（本籍地は表示、マイナンバーは省略されているもの）又は戸籍抄（謄）本  
6か月以内に発行されたものに限る。  
外国籍の方は、国籍は表示、マイナンバーは省略された住民票（6か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、在留資格が短期滞在等で住民票が交付されない場合は、旅券その他の身分を証する書類の写し（本証を持参すること）。

健康安全課收受印	保健所経由印	料金収納済印	手数料印